平成２７年（フ）第６３２号
神戸市東灘区西岡本３丁目１番９―402号
債務者　筒井　博之
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７０号
神戸市灘区赤坂通３丁目１番４号
債務者　井上　恵輔
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３号
兵庫県三田市狭間が丘５丁目２番地　３棟206号
債務者　竹内　佑輔
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
神戸市須磨区北落合５丁目１番335―102号、従前の住所神戸市須磨区北落合２丁目12番355―404号
債務者　松崎　　徹
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５号
神戸市長田区平和台町２丁目12番17号
債務者　大江　紀子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
広島県廿日市市福面３丁目４番23号
債務者　田端　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２号
福岡県飯塚市立岩1312―３（住民票上の住所福岡県飯塚市鶴三緒1407番地）（前住所　福岡県飯塚市柏の森544番地１　エイルヴィラフォレスティ柏の森202号）
債務者　中村　健治
1　決定年月日時　平成28年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第３７０号
大分県別府市末広町６番34号　谷口アパート１号
債務者　筒井みつ子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７０号
新潟県五泉市横町３丁目１番60号　ツバキアパート１―５号室、住民票上の住所新潟県五泉市横町３丁目１番60号
債務者　椿　　礼子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０５号
新潟市西区五十嵐１の町7133番地３、住民票上の住所新潟市西区五十嵐１の町7142番地１
債務者　古俣　一美（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０７号
新潟市江南区東本町４丁目２番１号　木了方
債務者　中山　　眞
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０８号
新潟市東区中野山４丁目１番15号
債務者　宮澤　靖子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２号
石川県小松市本鍛冶町21番地１　西浦アパート102
債務者　中村　至亨
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３号
石川県加賀市湖城町３丁目233番地、住民票上の住所石川県白山市柴木町丙５番地12
債務者　谷山みどり
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３号
長野県松本市笹賀5845―６　リンピアアムール201、住民票上の住所大阪府大阪市大正区千島２丁目４番４―828号
債務者　竹腰　千菜（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１３号
長野県松本市芳野７番11―106号
債務者　早川　公雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第８２号
長野県下伊那郡下條村睦沢3398番地１
債務者　牧野　勝好
1　決定年月日時　平成28年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所飯田支部